

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

I 法人税		事業年度		税所得分	
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」		1			
当期の法人税額の 調整 の 額 の 計 算	当期の法人税額 (別表一(四)の三の六)				
	【No.27】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額(10欄及び11欄)及び非課税国外所得金額(13欄)の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。 また、国外事業所等帰属所得に係る金額の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成・添付していますか。				
	(3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9			
	【No.29】 24欄の金額は、税引後の金額としていますか。 また、24欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。				
	【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。				
	【No.30】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。 (例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三)の二の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額(本店所在地国及び支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。)				
	【No.28】 国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。				
	【No.7】 56欄の金額は、別表一次葉の65欄の金額と一致していますか。				
	当期の法人税額 (別表一(四)の三の六)				
	納付した控除対象外国法人税額				
	交際費等の損金不算入額				
	貸倒引当金の戻入額				
	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額 24				
調整後の国外源泉所得に係る金額					
小計	35				
貸倒引当金の繰入額	36				
〇 〇 〇	37				
	38				
	39				
小計	45				
計 (24)+(35)-(45)	46				

別表六(二)  
令五・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	47	円	地方法人税控除限度額 (51) × $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	52	円
法人税の控除限度額 (17)	48		地方法第12条第1項により控除できる金額 ((49)と(52)のうち少ない金額)	50	
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)	49		(53)又は当初申告	51	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	50	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	55	
地方税法額 (50) × 10.3% - ((別表六(五)の二)「5の③」) + (別表十七(三)の六)「1」 - (50)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	51		外国税額の控除額 (54)+(55)	56	